

内閣官房領土・主権対策企画調整室 非常勤職員募集要項

1. 採用内容

- (1) 採用予定人数 : 1名程度
 - (2) 採用予定日 : 令和元年12月2日(月)以降
- ※ 詳細については、相談の上決定

2. 業務内容

内閣官房領土・主権対策企画調整室では、竹島問題及び尖閣諸島をめぐる情勢について、我が国の立場に関する正確な理解が広く国民に浸透するよう、政府全体で内外発信を一層強化するため、我が国の領土・主権に関する資料の常設展示施設を開設しており、当該施設の運営補助業務及び一般事務業務を行う。

3. 応募資格

大卒以上の学歴(又は同等以上の学力)を有すること。また、PC等の基礎的な操作を行う能力(Word、Excel、PowerPoint、Outlook、Internet Explorer、簡単な画像編集操作)、国会議員など要人の接遇を行う能力、近現代史・憲法・行政についての知識を有するとともに、新たな知識を積極的に得る意思を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第109条から第112条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 志望動機(A4用紙1~2枚程度、記載形式自由)
 - ② 履歴書 1通
 - ・書式自由
 - ・カラー写真(6ヶ月以内に撮影したもの)貼付
 - ・職務経歴(期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等)を記載
 - ・日中確実に連絡がつく連絡先(電話番号、メールアドレス等)を必ず明記
 - ③ 最終学歴を証明できるものの写し(卒業証書等。写しで可。) 1通

※ 応募書類は返却いたしません。(責任廃棄)

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

〒 100-8968

東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府本府庁舎 2 階 領土・主権対策企画調整室

電話 03-3581-9314 担当：高垣、比護、村山

(3) 応募締切

令和元年 11 月 1 日（金） 18 時 15 分必着（持参可）

5. 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1 次選考 書類審査

※ 応募書類が届き次第、随時選考を行います。

② 2 次選考 面接審査

※1 書類審査（1 次選考）の合格後、面接（2 次選考）を行う際に、2 次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※2 令和元年 11 月 7 日（木）までに、当方より連絡がない場合には、1 次選考の結果が不合格となりますので、御了承ください。

6. 勤務条件

① 勤務地：東京都千代田区近辺

② 勤務時間等：週 4 日程度 要勤務日及び勤務時間は相談の上決定

（常勤職員の一週間当たりの勤務時間の 3/4 を越えない範囲内）

令和 2 年 1 月中旬までは土日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）が休み。

それ以降は月曜（祝日の場合は次の平日）及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）が休み。

③ 任期：採用日から約 1 年間。

※ なお、職務状況によって任期更新もあり得ます。

④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※ 賞与・昇給はありません。

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険については、適用の対象となる場合があります。

※年次有給休暇は、採用日から 6 ヶ月後の次の 1 年間分として人事院の定める日数を付与（全勤務日の 8 割以上勤務した場合）

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去 2 年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等行う調達案件には入札できませんので、予めご了承ください。